

新潟県立がんセンター新潟病院 倫理審査委員会設置規程

(目的)

第1条 新潟県立がんセンター新潟病院における臨床研究を適正に推進するために、新潟県立がんセンター新潟病院倫理審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(業務)

第2条 委員会は、院長から意見を求められた以下の各号について、医学的、倫理的、社会的観点からの妥当性を担保するため、必要な意見を院長に答申する。

- 1 病院職員が行う臨床研究等に関すること。
- 2 その他

(事務局)

第3条 委員会の事務局を庶務課に置き、事務を担当する。

(運営)

第4条 委員会の運営については、新潟県立がんセンター新潟病院倫理審査委員会規程に従って行う。

(雑則)

第5条 この規程に定めるほか、この規程の実施にあたって必要な事項は院長が定める。

附則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

従来の「県立がんセンター新潟病院倫理審査委員会規程（平成4年6月1日施行）」及び「県立がんセンター新潟病院倫理審査委員会運営要領（平成4年6月1日施行）」は廃止し、別に定める「県立がんセンター新潟病院倫理審査委員会規程」及び「倫理審査委員会申請等業務手順書」に従うものとする。

附則

この規程は、平成22年6月1日から施行する。